

読み句 募集要項（案）について

■ 募集要項（案）のポイント－確認・検討事項－

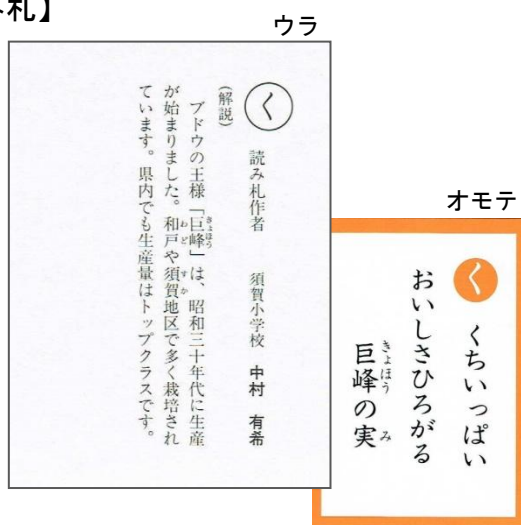
1 札（裏面）への記載事項

読み句の募集に関連して必要となる「札（裏面）への作者氏名等の記載」について確認するもの。※募集要項（案）では、記載するものとしている。

→その他の記載事項、及び札のデザイン（背景・枠の色等）は今後の検討事項。

※現行かるた札

【読み札】



【絵札】



2 読み句募集要項案の補足説明と確認・検討事項

(1) 一般用

① 「2 募集作品」について

宮代町の歴史、自然、文化、まちづくりなど「子供たちに伝えたい・未来の子供たちに残したい地域の魅力や特色」を題材とした郷土かるたの読み句 4 6 点（ア行～マ行、や、ゆ、よ、ラ行、わ、を、ん）

→青少年の健全育成等を主たる目的としていることから、伝えたい（残したい）の対象を「子供たち」とした。

② 「3 作品規定」について

(6) 対象となる題材は、児童生徒の郷土学習の教材等として長期的に（20 年程度）使用することを前提として、適切なものであることを基本とします。その判断基準は次のとおりです。

ア 特定の人物や団体等については、その功績等について普遍的（安定的）な評価が得られていること。

イ イベントや行事については、一定期間（目安は 10 年）以上継続し、町民に定着したものであること。

ウ 国・県・町の指定文化財等は、対象とする。

- エ 特定の企業、又はその企業等が製造・販売する物産（店舗名、商品名）は対象外とする。ただし、広く町民に受け入れられ、定着しているものを除く。
- オ 政治及び宗教に関するものは対象外とする。ただし、その歴史的な価値等を対象とするものはこの限りではない。
- カ その他についても、原則として上記ア～オの考え方に準拠して判断する。

→対象とすべき題材についての基本的な考え方を示し、その判断基準を列記した。

③「4 応募資格」について

町内在住、在勤、在学の者

→町民の郷土愛醸成という制作目的に考慮し、町内在住者に限定する考え方もある（他事例では在住者に限定するケースもある）が、宮代町の住民参加はこれまで「在住、在勤、在学」を参加資格のスタンダードとしているため、これに倣う形で設定した。

→この（在勤、在学者の）場合を含めた札裏面への作者氏名等の記載方法については、「6 応募作品の取扱」で確認している。

④「5 応募点数」について

一人何点でも応募できます。ただし、採用する作品は、原則として一人一作品といたします。

→読み句の選定にあたっては、多くの選択肢（応募作品）が必要なことから、応募点数の制限は行わないこととした。一方で、多くの人の作品を取り入れたいという趣旨から、採用については原則として一人一点とした。なお、募集・選定の結果、やむを得ず、同一作者で二つの作品を採用する場合も考えられるため、「原則として」の表現を付けている。

⑤「6 応募作品の取扱」について

(3) 採用作品は、一部補正、修正して使用する場合があります。

→応募作品をそのまま採用（尊重）することを基本とするが、より良いかるたを制作する観点、制作期間の制約（再募集等を行うことが難しい）等のやむを得ない状況が発生した場合を想定したもの。

(5) 読み札の裏面には、原則として次のとおり採用作品の作者の氏名等を記載します。

- ア 町内の小中学校、高校及び大学に在籍の場合
学校名 氏名（例：日本工業大学 埼玉 花子）
- イ 町内在住の場合
居住地域 氏名（例：学園台 埼玉 花子）
- ウ 町内在勤の場合
町内在勤 氏名（例：町内在勤 埼玉 花子）

⑥「7 参加賞」について

応募者全員に参加賞（一人1点）を贈呈します。

→応募促進のため、参加賞を贈呈する。

⑦「9 採用作品の選定」について

(2) 選定は、郷土かるたの制作目的及び作品規定に合致した作品の中から、読み札の音及び題材の全体調整により採用作品を選定します。

→選定は、町内小中学校の教諭で組織する「応募作品事前選定会（要綱第8条）」による一次選定を行い、制作委員会にて二次選定（本選定）を行う。

→「読み札の音及び題材の全体調整」とは、採用作品の決定にあたっては、個々の作品の優劣だけではなく、題材の重複を避けながら、分野のバランスに配慮した全体調整を行い、あ～んのすべての音の読み句を確保するという趣旨。

⑧「11 絵札原画の募集」について

絵札原画については、読み句の決定後、町内小中学校在籍の児童生徒から募集を行います。

→絵札原画は、町内小中学校在籍の児童生徒から募集する（一般募集は行わない）。

(2) 町内小中学校児童生徒用 ※一般用と共通している事項は省略

①「1 募集作品」について

宮代町の歴史、自然、文化、まちづくりなど「多くの人に伝えたい・未来に残したい地域の魅力や特色」を題材とした郷土かるたの読み句46点（ア行～マ行、や、ゆ、よ、ラ行、わ、を、ん）

→小中学生が使用する募集要項のため、下線部分を「子供たち」「未来の子供たち」から、それぞれ「多くの人」「未来」という表現に置き換えた。

②「3 応募点数及び音の指定」について

一人何点でも応募できます（可能な限り一人2点以上の応募をお願いします）。ただし、採用する作品は、原則として一人一作品とします。

また、応募作品のうち1つは、次の指定音を使用し作成してください。

①小学校

学校名	1 首目の指定音	2 首目～
須賀小学校	マ行、ラ行、わ、を、ん	音指定なし
笠原小学校	ア行、ナ行、わ、を、ん	
百間小学校	タ行、ハ行、や、ゆ、よ	
東小学校	カ行、サ行、や、ゆ、よ	

②中学校

学校名	1 首目の指定音	2 首目～
須賀中学校	タ行、ナ行、マ行、よ、ん	音指定なし
百間中学校	ア行、カ行、ラ行、や、を	
前原中学校	サ行、ハ行、ラ行、ゆ、わ	

→応募点数については、一般同様に制限なしとした。ただし、応募数を確保するため、「可能な限り一人2点以上」としている。

→また、すべての音からまんべんなく読み句を確保する（再募集を回避する）ため、応募作品のうち1作品について使用する音を指定した。

■募集要項（案）

新みやしろ郷土かるた読み句募集要項（一般用）

1 募集趣旨

平成7年度に制作された「みやしろ郷土かるた」は、町内の児童生徒の郷土学習や競技を通じた社会性の育成等に大きな役割を果たしてきました。

今般、制作から20年が経過したことを機に、児童生徒の郷土愛の育成や健全育成の教材としての活用はもとより、世代を超えて多くの町民に親しまれることを目的として制作する「新みやしろ郷土かるた」の読み句を募集します。

2 募集作品

宮代町の歴史、自然、文化、まちづくりなど「子供たちに伝えたい・未来の子供たちに残したい地域の魅力や特色」を題材とした郷土かるたの読み句46点

（ア行～マ行、や、ゆ、よ、ラ行、わ、を、ん）

3 作品規定

- (1) 応募作品は未発表のものに限ります。
- (2) 五・七・五の俳句調を基本とし、字余り・字足らずも可とします。
- (3) 原則として句のはじめの文字を読み札の音とします。例外として「を」と「ん」は、句の途中に入るものとします。
- (4) 小学生でも理解できるわかりやすい表現としてください。
- (5) 漢字には、読みがなを記入してください。
- (6) 対象となる題材は、児童生徒の郷土学習の教材等として長期的に（20年程度）使用することを前提として、適切なものであることを基本とします。その判断基準は次のとおりです。
 - ア 特定の人物や団体等については、その功績等について普遍的（安定的）な評価が得られていること。
 - イ イベントや行事については、一定期間（目安は10年）以上継続し、町民に定着したものであること。
 - ウ 国・県・町の指定文化財等は、対象とする。
 - エ 特定の企業、又はその企業等が製造・販売する物産（店舗名、商品名）は対象外とする。ただし、広く町民に受け入れられ、定着しているものを除く。
 - オ 政治及び宗教に関するものは対象外とする。ただし、その歴史的な価値等を対象とするものはこの限りではない。
 - カ その他についても、原則として上記ア～オの考え方に準拠して判断する。
- (7) (6)に示した題材の具体例については、「新みやしろ郷土かるた題材解説書」を参考にしてください。なお、(6)に準拠するものであれば、これに掲載されていない題材を使用することもできます。

4 応募資格

町内在住、在勤、在学の者

※町内小中学校在籍の児童生徒は、町内小中学校在籍児童生徒用の募集要項に従って応募してください。

5 応募点数

一人何点でも応募できます。ただし、採用する作品は、原則として一人一作品といたします。

6 応募作品の取扱

- (1) 応募作品は返却いたしません。
- (2) 採用作品の著作権及び著作権その他一切の権利は、宮代町教育委員会に帰属します。
- (3) 採用作品は、一部補正、修正して使用することがあります。
- (4) 応募作品に記載された個人情報、本募集に関する審査及び結果の通知、発表等に使用し、他の目的では使用しません。
- (5) 読み札の裏面には、原則として次のとおり採用作品の作者の氏名等を記載します。
 - ア 町内の小中学校、高校及び大学に在籍の場合
学校名 氏名 (例：日本工業大学 埼玉 花子)
 - イ 町内在住の場合
居住地域 氏名 (例：学園台 埼玉 花子)
 - ウ 町内在勤の場合
町内在勤 氏名 (例：町内在勤 埼玉 花子)

7 応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上、下記担当まで、持参・郵送・FAX・Eメールのいずれかの方法により応募してください。

- ・担 当 宮代町教育委員会生涯学習担当 (宮代町役場 2階17番窓口)
- ・住 所 〒345-8504 宮代町笠原1-4-1
- ・FAX 0480-34-4152
- ・Eメール gakyusy@town.miyashiro.saitama.jp

8 応募受付期限

平成28年7月29日(金)午後5時

※ただし、郵送の場合は、当日消印有効とします。

9 参加賞

応募者全員に参加賞(一人1点)を贈呈します。

10 採用作品の選定

- (1) 新みやしろ郷土かるた制作委員会により採用作品を選定します。
- (2) 選定は、郷土かるたの制作目的及び作品規定に合致した作品の中から、読み札の音及び題材の全体調整により採用作品を選定します。

11 採用作品の発表、表彰

- (1) 発表
採用作品の作者には直接通知するとともに、採用作品と作者の氏名等(読み札の裏面への記載内容と同じ)を広報みやしろ及び宮代町ホームページ等に掲載します。
- (2) 表彰
採用作品の作者には、賞状及び記念品を贈呈します。

12 絵札原画の募集

絵札原画については、読み句の決定後、町内小中学校在籍の児童生徒から募集を行います。

13 主催・問い合わせ先

新みやしろ郷土かるた制作委員会（事務局：宮代町教育員会生涯学習担当）

電話 0480-34-1111（内線433）

新みやしろ郷土かるた読み句応募用紙（一般用）

ふりがな		生年月日 (年齢)	明治・大正 昭和・平成	年 月 日 (歳)
氏名				
住所	〒345- 宮代町	電話番号		
応募作品				
記入例	あ	あんぜん たび	みち	
		安全に旅をしてねと道しるべ		
作品1				
作品2				
作品3				
作品4				
作品5				

新みやしろ郷土かるた読み句募集要項

(町内小中学校在籍児童生徒用)

現在の「みやしろ郷土かるた」に替わる新しい郷土かるたの読み句を募集します。

採用された作品は、これから何年にもわたって、皆さんの後輩をはじめ多くの人達に学ばれ、愛され続けるものになります。郷土宮代の魅力や特色について、考えたり調べたりしながら、素敵な作品を作って応募してください。

1 募集作品

宮代町の歴史、自然、文化、まちづくりなど「多くの人に伝えたい・未来に残したい地域の魅力や特色」を題材とした郷土かるたの読み句46点

(ア行～マ行、や、ゆ、よ、ラ行、わ、を、ん)

2 作品規定

- (1) 応募作品は未発表のものに限ります。
- (2) 五・七・五の俳句調を基本とし、字余り・字足らずも可とします。
- (3) 原則として句のはじめの文字を読み札の音とします。例外として「を」と「ん」は、句の途中に入るものとします。
- (4) 小学生でも理解できるわかりやすい表現としてください。
- (5) 漢字には、読みがなを記入してください。
- (6) 対象となる題材は、児童生徒の郷土学習の教材等として長期的に(20年程度)使用することを前提として、適切なものであることを基本とします。その判断基準は次のとおりです。
 - ア 特定の人物や団体等については、その功績等について普遍的(安定的)な評価が得られていること。
 - イ イベントや行事については、一定期間(目安は10年)以上継続し、町民に定着したものであること。
 - ウ 国・県・町の指定文化財等は、対象とする。
 - エ 特定の企業、又はその企業等が製造・販売する物産(店舗名、商品名)は対象外とする。ただし、広く町民に受け入れられ、定着しているものを除く。
 - オ 政治及び宗教に関するものは対象外とする。ただし、その歴史的な価値等を対象とするものはこの限りではない。
 - カ その他についても、原則として上記ア～オの考え方に準拠して判断する。
- (7) (6)に示した題材の具体例については、「新みやしろ郷土かるた題材解説書」を参考にしてください。なお、(6)に準拠するものであれば、これに掲載されていない題材を使用することもできます。

3 応募点数及び音の指定

一人何点でも応募できます(可能な限り一人2点以上の応募をお願いします)。ただし、採用する作品は、原則として、一人一作品とします。

また、応募作品のうち1つは、次の指定音を使用し作成してください。

①小学校

学校名	1 首目の指定音	2 首目～
須賀小学校	マ行、ラ行、わ、を、ん	音指定なし
笠原小学校	ア行、ナ行、わ、を、ん	
百間小学校	タ行、ハ行、や、ゆ、よ	
東小学校	カ行、サ行、や、ゆ、よ	

②中学校

学校名	1 首目の指定音	2 首目～
須賀中学校	タ行、ナ行、マ行、よ、ん	音指定なし
百間中学校	ア行、カ行、ラ行、や、を	
前原中学校	サ行、ハ行、ラ行、ゆ、わ	

4 応募作品の取扱

- (1) 応募作品は返却いたしません。
- (2) 採用作品の著作権及び著作権その他一切の権利は、宮代町教育委員会に帰属します。
- (3) 採用作品は、一部補正、修正して使用することがあります。
- (4) 応募作品に記載された個人情報、本募集に関する審査及び結果の通知、発表等に使用し、他の目的では使用しません。
- (5) 読み札の裏面には、原則として採用作品の作者及び学校名を記載します。

5 応募方法

応募用紙に作品等を記入し、各学校で取りまとめて宮代町教育委員会生涯学習担当に提出してください。

6 応募期限

平成28年7月20日（水）※1学期終業式

7 参加賞

応募者全員に参加賞（一人1点）を贈呈します。

8 採用作品の選定

- (1) 新みやしろ郷土かるた制作委員会により採用作品を選定します。
- (2) 選定は、郷土かるたの制作目的及び作品規定に合致した作品の中から、読み札の音及び題材の全体調整により採用作品を選定します。

9 採用作品の発表、表彰

- (1) 発表
採用作品については、各学校を通して作者にお知らせします。また、採用作品と作者の氏名及び学校名、学年を広報みやしろ及び宮代町ホームページ等に掲載します。
- (2) 表彰
採用作品の作者には、賞状及び記念品を贈呈します。

10 絵札原画の募集について

読み句の決定後、町内小中学校在籍の児童生徒から絵札の原画の募集を行います。

1 1 主催

新みやしろ郷土かるた制作委員会（事務局：宮代町教育員会生涯学習担当）

電話 0480-34-1111（内線433）

新みやしろ郷土かるた読み句応募用紙

（町内小中学校在籍児童生徒用）

ふりがな		学校名	学校
氏名		学年・組	学年 組
応募作品 ※作品1については、指定音を使用し作成してください。			
記入例	あ	あんぜん たび	みち
		安全に旅をしてねと道しるべ	
作品1 ※指定音			
作品2			
作品3			
作品4			
作品5			